


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられることに伴い、消費税を財源とした公費の投入による低所得者の介護保険料の負担軽減のため、本件条例を一部改正するものである。</p> <p>(1) 内容 第1～3段階の介護保険料の減額課による年額（カッコ内は月額）を下記のように改める。</p> <p>第1段階の年額 28,800円 (2,400円) → 24,000円 (2,000円)</p> <p>第2段階の年額 40,800円 (3,400円) → 38,400円 (3,200円)</p> <p>第3段階の年額 45,600円 (3,800円) → 44,400円 (3,700円)</p> <p>(2) 施行日 規則で定める日</p> <p>保険料率の基準を定める政令の公布日は、現段階では未定であるため、施行日を規則に委任するものである。なお、適用は平成31年度の保険料率からとする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>低所得者の保険料負担の軽減が図られる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 平成28年11月 消費税法の一部改正法が成立 （10%の引き上げ時期の延期 平成29年4月1日→平成31年10月1日）</p> <p>(2) 平成30年11月 介護保険料軽減の強化について厚生労働省から通知</p> <p>(3) 平成31年1月 条例案について文書課の事前審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>(1) 負担軽減は2段階で実施される。平成31年度における消費税の税率改定の影響は、半年分となることから、軽減割合は、完全実施の2分の1となる。（本件条例改正）</p> <p>(2) 平成32年度においては、軽減割合を完全実施する予定（来年度予定される政令改正に合わせて条例も改正する予定）</p> <p>(3) 平成31年度の軽減により約3,640万円、平成32年度の軽減により約7,190万円、合計約1億830万円の保険料軽減が見込まれる。なお、財源は、国1/2、都1/4、市1/4の負担を予定</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成31年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。